

第39回新発田市入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	平成29年2月8日(水)新発田市役所5階 会議室501	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ ・議事 <ul style="list-style-type: none"> (1) 抽出工事等の審議について (2) 第40回委員会開催に伴う抽出委員の指定について (3) その他 	
委 員 (委員数5名) (出席数5名)	委員長 八木 庸一 (税理士) (出席) 委員 氏家 信彦 (弁護士) (出席) 委員 藤本 晃嗣 (大学教員) (出席) 委員 杉原 陽子 (公募委員) (出席) 委員 大越 真奈美 (公募委員) (出席)	
審議対象期間	平成28年9月1日～平成28年12月31日	
抽出案件	12件(対象工事総件数116件)	
制限付 一般競争入札	6件	<ul style="list-style-type: none"> ・教受第17号 猿橋・猿橋第2児童クラブ(建築)工事 ・受託第10号 五十公野公園野球場消火栓ポンプ起動蓄電池交換工事 ・総第1号 新発田市庁舎等解体工事 ・受託第15号 水道局庁舎トイレ改修(給排水衛生設備)工事 ・建体第2号 新発田市民プール便所改修工事 ・拡第3号 大槻地区上水道整備事業に伴う配水管布設(開削)工事
公募型 指名競争入札	0件	
通常 指名競争入札	0件	
随意契約	6件	<ul style="list-style-type: none"> ・県単林第2号 林道新発田南部線路肩復旧(中々山工区)工事 概算設計(全体) ・地安第4号 新発田市防災行政無線統制局設備移設工事 ・地安第5号 新発田市震度情報ネットワークシステム機器移設工事

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 教受第 20 号 新発田市民文化会館舞台機構改修工事 ・ 受託第 17 号 米子保育園下水道接続工事 ・ 浄水第 3 号 江口浄水場沈殿池ローラー取替工事
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	
委員会による意見の具申内容	特になし	
その他	傍聴者 3 名	

意見・質問	回答
<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 抽出工事等の審議について</p> <p> 随意契約 6 件について</p> <p> (県単林第 2 号 林道新発田南部線路肩復旧 (中々山工区) 工事 概算設計 (全体))</p> <p> (地安第 4 号 新発田市防災行政無線統制局設備移設工 事)</p> <p> (地安第 5 号 新発田市震度情報ネットワークシステム 機器移設工事)</p> <p> (教受第 2 0 号 新発田市民文化会館舞台機構改修工事)</p> <p> (受託第 1 7 号 米子保育園下水道接続工事)</p> <p> (浄水第 3 号 江口浄水場沈殿池ローラー取替工事)</p> <p>・ (受託第 1 7 号 米子保育園下水道接続工 事) (不調随契について) こういふことはあ まり例をみたことはないが、原因はあるの か。時季的なタイミングの問題があったの か、あるいは价格的なことで問題があったの か。</p> <p>・地安第 4 号、第 5 号の防災装置の関係につ いては市庁舎移転によるもの。</p>	<p>・ 予定価格が安かったと言わざるを得ない。 2 回公告を出し、2 回とも再度入札をしても 落札しなかった。業者側もその都度入札額を 落としてくるにもかかわらず、予定価格に達 しなかった。建築課で積算した予定価格と業 者側で見積もった価格に差が出てしまった としか原因として考えられない。時季的なも のによる原因ではないと思われる。</p>

意見・質問	回答
<p>制限付一般競争入札 (教受第 1 7 号 猿橋・猿橋第 2 児童クラブ (建築) 工事) (受託第 1 0 号 五十公野公園野球場消火栓ポンプ起動蓄電池交換工事) (総第 1 号 新発田市庁舎等解体工事) (受託第 1 5 号 水道局庁舎トイレ改修 (給排水衛生設備) 工事) (建体第 2 号 新発田市民プール便所改修工事) (拡第 3 号 大槻地区上水道整備事業に伴う配水管布設 (開削) 工事)</p> <p>・落札率が 1 0 0 % の案件が 2 件あるが、こういう例はあまりなかったように記憶しているが。</p> <p>・単体の製品を購入し据え付けるとなると、技術的な面ではないから、予定価格に近い数字が出てくるのかもしれない。</p> <p>・ NO . 8 7 (建体第 2 号 新発田市民プール便所改修工事) については 1 回目の入札では全者最低制限価格を下回っているが、2 回</p>	<p>・随意契約を除いて年間 1、2 回の例はある。今回たまたま両方ともトイレの改修で 1 0 0 % となっている。内容については業者の判断であり、何とも言えないが、推察すると配管は既設のままで便座取り替えや多少の化粧直しがあるが、便器の見積もりは製品となるので合致すると積算のしやすい工事となるのではないかと推察される。</p> <p>・こちらも推察するしかないが、製品の採用具合、当市の仕様で読み違いがあったのか。2 回目の公告の際に 1 回目の仕様を変えた</p>

意見・質問	回答
<p>目で合わせてくる。1回目はなぜここまで低かったのか。</p> <p>・1回目最低入札価格は5,400,000円で2回目入札額は6,400,000円とアバウトに百万単位で上乘せしたような感じで動いている。本来的には万円単位で動くものだと思うが、たまたまなのか。</p> <p>・原因は担当課でも分析していることと思うが、そのうえで設計の精度が良くなることを望む。</p> <p>(2)第40回委員会開催に伴う抽出委員の指定について</p> <p>・次回の事案抽出を八木委員に委任する。</p> <p>(3)その他</p> <p>・次回第40回委員会開催日程について 事務局案として 日時：6月21日(水)午後3時から 会場：市役所5階 会議室501</p> <p>藤本委員のスケジュールが確定した上で調整することとした。</p> <p>4 閉会</p>	<p>わけではないので、当方としても不思議というほかない。通常全者が最低制限価格を下回り、不調になるケースはまれである。解体工事の場合壊す工事であり安く入れてきて予定価格を全者下回るケースはあるが、物を造る工事で全者が下回るのは驚きである。</p> <p>・設計誤りはないか担当課に人を変えて積算し直しをさせたが、間違いのないことだった。</p>